

令和4年度 第12回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日時

令和5年1月20日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで

2 場所

千葉県自治会館9階大会議室

3 出席者

委員：葉山委員長、菊地副委員長、
井上委員、齋藤委員、近藤委員、松田委員、高橋委員、八田委員、
酒井委員、安立委員、岡山委員、本間委員（12名）

事務局：環境生活部 石崎次長

環境政策課 渡邊副課長、久保田班長、森副主幹、岩城副主査

傍聴人：5名

4 議題

（仮称）九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案
審議）

5 結果概要

事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料1 （仮称）九十九里沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続の状況等
について
- 資料2 市町長意見の提出状況〔（仮称）九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画
段階環境配慮書〕
- 資料3 （仮称）九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 委員
から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料4 （仮称）九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対す
る意見
- 資料5 （仮称）九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対す
る意見（答申案）
- 参考1 （仮称）いすみ沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
意見（答申）（株式会社いすみ洋上風力発電）
- 参考2 千葉県における洋上風力発電に係る先行事例の配慮書との比較表

別紙 審議等の詳細

議題 (仮称)九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書(答申案
審議)

○事務局より資料1～資料5について説明。

(委員)

騒音・低周波音の意見を盛り込んでもらっており、この内容で問題ない。ただし、資料3のNo6、事業者の追加回答について、環境省の見解を示してもらうことを求めていたわけではないので、指導の内容で読み取ってもらえばと思う。

資料2の市町長意見では、騒音・低周波音に係る意見が多く出されている。洋上風力発電施設から発生する騒音・低周波音という表現になっていることが多く、発電施設ができてから発生する騒音・低周波音が住民に影響することがないか、配慮するよう意見しているものである。影響の実態はわかっていないのは事実ではあるが、可能な限りの科学的根拠を方法書に示してもらいたい。

指示されていないから行わないということではなく、発電施設ができてから万が一問題が起きた時に、事前に十分に検討しているかどうかは、説明する時の根拠として重要になる。

(事務局)

事務局としても御指摘を受け止め、方法書においてしっかりと説明するよう、事業者には指導していく。市町長意見についても、指導と合わせて、騒音等に関する地元の声もあるということをしかりと伝えたい。

(委員)

答申案の2(2)地形及び地質のアについて、環境影響評価項目として選定することとはっきりと書いているが、事業者としてはどのような対応となるのか。

(事務局)

これまでのいすみ市沖と同様に、方法書の段階において、評価する項目として選定していただくように、事業者に求めるものである。

(委員)

動物や植物についても、岩の影響に関する意見が出ているので、動植物の観点からも調査しなければいけないということ、事業者は認識するということか。

(事務局)

海域生物(植物)についても、方法書において項目選定を求めており、事業者にはしっかりと受け止めていただきたい。

(委員)

配慮書段階でのデータがあまりにも少ない中、また、入札制度が絡んでいるという特殊な状況の中で、答申案としては、この内容が最大限であろうと考える。

(委員)

特段修正がないため、原案のとおり答申としたいと思うが、よろしいか。

(異議なし)

(委員)

過半数を超える委員の賛成があったため、これをもって答申とする。

以上